

ACFTA (ASEAN・中国自由貿易協定) を活用した日系企業の中国市場拡大戦略

～関税節減メリットを活かしたビジネスチャンスと与信リスクを中心とした管理の側面から～

近時、FTA を活用し海外生産比率を高め、最適地からの輸出に切り替えることで国際競争力を高める動きが活発になってきています。中国は、世界の工場として海外生産拠点の中心として、かつ、巨大なマーケットを有する販売拠点の中心として発展してきました。しかし、近時の人件費の高騰、労務リスク等により、生産拠点を中国以外のアジア諸国へ移転する動きが始まってきています。そのため、中国市場における販売競争力を高めるという観点から、ACFTA の活用は、必要不可欠な検討課題となってきました。

本セミナーでは、ASEAN 先行加盟 6 ヶ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）と中国における、ノーマルトラック（NT）品目の関税撤廃の完成、センシティブ・リスト（SL）品目の関税引き下げの実施という大きな節目を迎えた ACFTA の現状の整理と今後の活用について解説するとともに、ビジネスが拡大することで拡大する与信リスクへ対応として必要となる高度な与信リスク管理手法についても解説いたします。

中国では精度の高い信用調査は容易ではなく、また、担保や保証についても、日本と比較して有効な与信リスク管理手段とならない場面を経験された方も多いのではないのでしょうか。このような状況においては、対象となる取引範囲が広い国内貿易信用保険を活用することで、リスクの定量化、回収の確実性を確保することができ、かつ、保険の基礎となる精度の高い与信情報を企業自身も活用することを通じて、より効果的な与信リスク管理を実現することができます。

中国における ACFTA の活用や中国国内の市場・販路拡大を企画されている企業の皆様におかれましては、下記ご参照の上、奮ってご参加くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

【日時】2012年6月26日(火)14:00～16:00(受付は13:30～)

【テーマ】「ACFTA (ASEAN・中国自由貿易協定) を活用した日系企業の中国市場拡大戦略」
～関税節減メリットを活かしたビジネスチャンスと与信リスクを中心とした管理の側面から～

【講師】 弁護士法人キャスト 代表弁護士・税理士 村尾龍雄
弁護士法人キャスト 弁護士 松長隆太

【定員】 50名(事前申込制、先着順)

【場所】 六本木アカデミーヒルズ カンファレンスルーム5
住所: 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー49階
(地下鉄日比谷線六本木駅 1C 出口徒歩 3 分、大江戸線六本木駅 3 番出口徒歩 6 分)

【主催】 弁護士法人キャスト

【参加費用】 無料

【お申込方法】

オンライン 弊社サイトからオンライン申込 <http://www.cast-china.biz/>

FAX 申込フォームにご記入の上、弊社セミナー事務局へ FAX 申し込み。

- ※ お電話での申込受付はお受けいたしかねますので、何卒ご諒承下さい。
- ※ セミナーの録音・録画・撮影は、お断りします。
- ※ スケジュール・講師・講演内容は予告なく変更することがございます。

【お問合せ】弁護士法人キャスト セミナー事務局

TEL:03-5405-7850 担当:松山・高野

メール:seminar2012@cast-law.com



本セミナーご参加特典

本セミナーでは、拡大する与信リスクのヘッジとして有用な国内貿易信用保険を、詳細な Q&A を通じて解説する予定です(約 50 件の Q&A 集を当日配布予定)。また、保険の基礎となる信用情報の新たな活用についても解説をいたしますのでご期待ください。

【当日配布予定の Q&A 集より一部抜粋】

Q1 国内貿易短期信用保険(以下「本保険」という。)とは何ですか。

A 本保険は、中国国内企業が、中国大陸(香港・台湾・澳門を含まない。以下同じ。)で行う売買契約(ファイナンスリースを含む。)又は役務提供契約において、決済期間が短期のものにつき、その債務不履行により生じる損害をカバーする保険です。

Q5-1-1 どのような損失が保険の支払の対象になりますか。

- A
- ①被保険者が保険期間内に財貨を引き渡し、又は役務を提供し【被保険者による履行の提供】、
 - ②本保険契約の保険証券に記載された最長発票期間内に契約の相手方に対し関連発票を発行したにもかかわらず(支払を受けない段階では発票を発行しないケースも多いため、発票を発行しない場合であっても、インボイス、請求書等を発行している場合は保険の支払対象となります。)【被保険者による最長発票期間内の発票発行】、
 - ③契約の相手方が支払日に代金を支払わないことによりもたらされた債権に係る損失【契約の相手方による代金未払い】が、保険支払の対象となります。したがって、契約の相手方の破産のみでなく、債務不履行も保険金支払いの対象になります…

なお、当日、ご都合がつかない場合でも、中国国内貿易信用保険の完全活用を中心とした中国における与信リスク管理については、キャストグループの担当者が別途、直接ご説明をさしあげます。日本のご本社、現地法人のいずれでも対応させていただきますので、担当者までどうぞお気軽にお申し付けください。



▲FAX: 03-5405-3305

弁護士法人キャスト セミナー事務局 行

2012年6月26日(火)開催

「ACFTA(ASEAN・中国自由貿易協定)を活用した
日系企業の中国市場拡大戦略」
～関税節減メリットを活かしたビジネスチャンスと与信リスクを中心とした管理の側面から～

セミナー参加申込書

※全てご記入下さい。

貴社名	
部署名・お役職	
ご芳名	
e-mail	
お電話/FAX	TEL: FAX:
ご住所	(郵便番号:)
ご連絡事項	

※お申込後、ご登録のメールアドレス宛「受講証」をメールにて送信いたします。(満席の場合もご連絡をいたします。)2-3日経っても連絡のない場合はお手数ですが担当者までご一報ください。

【個人情報の取扱いについて】

参加申込書にご記入いただきました個人情報は、以下の目的のみに利用させていただき、無断で第三者へ開示することはありません。①本セミナーに関する連絡事項、②キャストグループ・中国平安保険グループが開催するセミナー・企画等各種情報のご案内。

詳細は弊グループプライバシーポリシーをご参照下さい。(URL <http://www.cast-group.biz/privacypolicy.html>)

なお、今後②をご希望でない場合や、登録内容の変更等があった場合には、お手数ですが上記セミナー担当または seminar2012@cast-law.com へご連絡ください。